

杉並区立図書館における持込パソコン等及び無線LANの利用に関する基準

平成23年9月1日
杉教第5895号

改正 令和2年8月18日杉教第3809号

令和4年3月23日杉教第11352号

(目的)

第1条 この基準は、インターネットにおける電子情報を閲覧し、その教養及び調査研究に役立てることを目的に、利用者が自ら杉並区立図書館（以下「図書館」という。）内に持ち込む端末装置（以下「持込パソコン等」という。）の利用及び図書館内の公衆無線LANの利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 杉並区立図書館長（以下「図書館長」という。）は、持込パソコン等をインターネットに接続することができる場所をあらかじめ定めた上で、公衆無線LAN機器を設置するものとする。

(利用基準)

第3条 図書館長は、次の各号に掲げる行為を図書館内で行う者については、持込パソコン等及び公衆無線LANの利用をさせないものとする。

- (1) 法令に違反する行為又はその恐れのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為又はその恐れのある行為
- (3) 誹謗中傷する行為
- (4) ゲーム・遊興等公共の施設では相応しくない行為
- (5) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
- (6) 図書館又は第三者に損害を与える行為又は第三者に損害を与える恐れのある行為
- (7) 図書館または第三者の著作権、財産、及びプライバシー等を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為
- (8) その他図書館長が不相当と判断した行為

(フィルタリング及び帯域制御)

第4条 図書館長は、第1条に定める目的外の利用及び公衆無線LANサービスの不正利用等を防止するため、フィルタリング（セキュリティ上危険なサイトや未成年者等に有害なサイトを表示させないこと及びネットワークや端末等に障害を与える恐れのある通信を遮断することをいう。）及び帯域制御（利用者端末等に障害を与える恐れのある通信を遮断することをいう。）を実施することができるものとする。

2 公衆無線LANサービスを長時間利用する者について、図書館長は速度制限等の措置をとることができるものとする。

(利用者)

第5条 持込パソコン等を利用する者は、図書館長が指定する場所において行うものとする。

2 公衆無線LANサービスを利用する者は、前項に定める場所のうち図書館長が指定する場所において、公衆無線LAN通信が可能な持込パソコン等により行うものとする。

(電源の供給)

第6条 図書館長は、第5条第1項に定める場所において、持込パソコン等を利用することを目的として、電源を供給することができる。

(利用の中止)

第7条 図書館長は、利用者がこの基準の定めに従わないときは、持込パソコン等の利用を中止させ、又は利用させないことができる。

(利用者の責任)

第8条 利用者は自己の責任において持込パソコン等を利用するものとし、図書館長は館内における持込パソコン等の利用から生じる全ての経済的、法的責任を負わない。

2 図書館長は、公衆無線LANサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止による損害について一切責任を負わない。

- 3 第4条に定めるフィルタリング及び帯域制御を実施したことにより、インターネットにおける電子情報を閲覧できないことによる不利益が生じても、図書館長は一切の責任を負わない。
- 4 図書館長は、利用者の承諾を得ることなく本サービスの内容を変更することができるものとする。
(委任)

第9条 この基準に定めるもののほか、持込パソコン等及び無線LANの利用に必要な事項は、杉並区立中央図書館長が別に定める。

附 則

この基準は、平成23年9月1日から施行する。

附 則 (令和2年8月18日杉教第3809号)

この基準は、令和2年9月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月23日杉教第11352号)

この基準は、令和4年4月1日から施行する。